

庄内中高一貫校（仮称）教育基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）を踏まえ、庄内中高一貫校（仮称）の教育内容等に関する教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するため、「庄内中高一貫校（仮称）教育基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 策定委員会は、庄内中高一貫校（仮称）の教育内容等について検討し、教育基本計画を策定する。

（組織）

第3条 策定委員会は、14人の委員で組織し、別表1に掲げる者を充てる。

2 委員の任期は、委嘱した日から教育基本計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は教育次長をもって充て、副委員長は教育庁教育政策課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定委員会の会議には、委員長が必要であると認める場合は、第3条に定める委員以外の者を出席させることができる。

（事務局）

第6条 策定委員会の円滑な運営を図るために事務局を置き、別表2に掲げる者を充てる。

（作業部会）

第7条 策定委員会は、検討内容に応じて作業部会を置く。

2 作業部会は、別表3に掲げた者で組織する。

3 作業部会には部会長及び副部会長を置き、委員長が部会に所属する委員の中から指名する。

4 部会長は、部の会務を掌握し、検討経過等について策定委員会に報告する。

5 副部会長は部会長を補佐する。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、県教育庁高校教育課高校改革推進室において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

（附 則）

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

令和2年6月2日 一部改訂

別表 1 令和 2 年度 庄内中高一貫校(仮称)教育基本計画策定委員会 委員名簿

	職 名	氏 名
委員長	県教育庁教育次長(高校)	片桐 寛 英
副委員長	県教育庁教育政策課長	中川 崇
委員	山形大学農学部長	村山 秀 樹
〃	鶴岡市副市長	山口 朗
〃	鶴岡市教育委員会教育長	布川 敦
〃	鶴岡市立鶴岡第三中学校長	西脇 庸
〃	酒田市立第三中学校長	今野 誠
〃	庄内教育事務所長	加藤 弘 人
〃	県立鶴岡南高等学校長	坂尾 聡
〃	県立鶴岡北高等学校長	佐賀井 仁
〃	県教育庁教育政策課施設整備主幹	吉川 隆
〃	県教育庁教職員課長	那須 隆 秀
〃	県教育庁義務教育課長	小関 広 明
〃	県教育庁高校教育課長	曾根 伸 之

別表 2 令和 2 年度 庄内中高一貫校(仮称)教育基本計画策定委員会 事務局構成

	職 名	氏 名
事務局長	県教育庁高校教育課高校改革推進室長	生島 信 行
事務局次長	〃 教育政策課課長補佐(予算担当)	大角 一 人
〃	〃 教育政策課企画調整専門員(企画調整担当)	小沼 裕佳理
〃	〃 教育政策課課長補佐(学校施設担当)	松野 善 幸
事務局員	〃 教職員課課長補佐(小中管理担当)	沖野 久 康
〃	〃 教職員課課長補佐(高校管理担当)	長岡 靖 之
〃	〃 義務教育課課長補佐(教育担当)	佐藤 元
〃	〃 高校教育課課長補佐(教育担当)	地主 佳 子
〃	〃 〃 高校改革推進室室長補佐	奥山 浩 之
〃	〃 〃 〃 高校改革主査	安達 納

別表 3 令和 2 年度 庄内中高一貫校(仮称)教育基本計画策定委員会 作業部会員

班名等	役 職	職 名	氏 名
総 括	部会長	県立鶴岡南高等学校長	坂尾 聡
	副部会長	県立鶴岡北高等学校長	佐賀井 仁
教育計画班	班 長	県立鶴岡南高等学校教頭(全日制)	砂田 智
		県立鶴岡北高等学校教頭	難波 理
		庄内教育事務所主任指導主事	石黒 久
		鶴岡市教育委員会学校教育課指導主幹	秋山 尚 志
		県教育庁高校教育課指導主事	鈴木 裕 之
		県立鶴岡南高等学校教諭	阿部 智 通
施設設備班		県立鶴岡北高等学校教諭	齋藤 祐 一
		県立鶴岡南高等学校事務部長	藤橋 弘 行
	班 長	県立鶴岡北高等学校事務長	田村 祐 治
		県教育庁教育政策課学校施設担当主査	村川 康 郎
		鶴岡市教育委員会学校教育課指導係長	鈴木 正 則
	県立鶴岡南高等学校教諭	西山 雄 一	
	県立鶴岡北高等学校教諭	松木 正 和	

第 4 回 庄内中高一貫校（仮称）教育基本計画策定委員会 記録（概要）

1 日 時 令和 2 年 2 月 10 日（月） 14 : 00 ~ 16 : 00

2 会 場 1 5 0 2 会議室

3 参加者 委員長（座長）、委員 12 名

4 内 容

- 1 県教育委員会あいさつ
- 2 報告
 - (1) 第 3 回教育基本計画策定委員会の概要
 - (2) 先進校視察・意見聴取の概要について
 - (3) 教育課程作成の進捗状況について
 - (4) その他
- 3 協議
 - (1) 基本理念（案）
 - (2) 移行期の対応（案）
 - (3) 開校に向けた準備組織及びスケジュール（案）
 - (4) 教育計画班の提案事項
 - ① 入学者定員について
 - ア 中学校入学定員の検討方針（案）
 - イ 高校の理数科の募集（案）
 - ② 高校の 1 週間の授業時数（案）
 - ③ 入学者選抜に係る記載（案）
 - (5) 施設設備班の提案事項
 - ① 施設整備計画（案）
 - (6) その他
- 4 連絡
 - (1) 次回の開催及び次年度の開校準備組織について
 - (2) その他

5 発言要旨

2 報告

- (1) 第 3 回教育基本計画策定委員会の概要 事務局長より説明
質問等なし。
- (2) 先進校視察・意見聴取の概要について 事務局長より説明
質問等なし。
- (3) 教育課程作成の進捗状況について 部会長より説明
質問等なし。
- (4) その他 なし

3 協議

(1) 基本理念等（案） 部会長より提案

《社会的使命の遂行について》

(委員)

社会的使命の「遂行」としたことによって、育てる生徒像、目指す学校像とのつながりが非常に良くなっていることから、「社会的使命の遂行」で良いと考える。

(委員)

「遂行」としたことによって、目指す方向性がより明確になり、力強いイメージとなった印象をもったところである。

(委員)

「遂行」としたことによって、積極性のある表現となり、理念としてふさわしいと考える。

(座長)

意見聴取をした方々からの意見を集約すると、最上位の目標となる学校の理念に求めることとして、予測困難な社会の中でより良く社会生活を送るために、自立した人材や新たなものを創造しリードする人材の育成を挙げている。「自主自立」「新しい価値の創造」「社会的使命の遂行」の基本理念の骨格は、この点に合致していると考ええる。

これまでの議論を通して、委員の賛同を得られたことから原案通りとする。

《基本理念 全体について》

(委員)

育てる生徒像、目指す学校像の構成と解釈について、生徒の育成に重点をおく意味で育てる生徒像を前面にし、それをサポートするものとして具体的な方策をもとにした学校像があるとの認識で良いか。

②(イ)について、「感性」という言葉が重複している点が気になるところである。また、整理として、好奇心、創造性、独創性の順が良いのではないかと考える。

(部会長)

これまでの検討の中では、どのような生徒を育てたいかを第一に考え、そのために学校はどうあるべきかという観点で組み立ててきたところである。

(委員)

参考として、12月14日に鶴岡市教育委員会が主催した「庄内中高一貫校（仮称）の未来を語る会」で参加者からは、「国際的に活躍できる人材の育成」「地元で貢献できる人材の育成」を庄内中高一貫校（仮称）に期待していることを紹介したい。

(委員)

総じて大きな夢と高い志にあふれており、ぜひ地域の方々とも共有したいと考える。

「自主自立」をより際立たせたいと考えたときに、生徒像では「自主性、自立心をもつ生徒」、目指す学校像では「夢や希望を実現できる学校」となっていることから、「自主自立」の説明の文言は、「自主性、自立心をもち、夢や希望を実現する」との趣旨からなる文言で整理すると良いのではないかと考える。

(座 長)

本日いただいた御意見に加えて、意見聴取では、理念形成についての御意見のほかに、具体的な手段についての御意見もいただいたところである。文言を整理するとともに、新しい項目を追加することも含めて、基本理念と教育課程のどちらで整理すべきかを、事務局や教育計画班会等で検討し、第5回策定委員会に提案をお願いする。

(2) 移行期の対応（案） 事務局長より提案

(座 長)

これまでの地域説明等で、開校年度に中学2・3年生も募集してはどうかとの御意見をいただくことがあった。この点については、中学2・3年生への入学者選抜の実施、地元中学校への影響等の理由から、募集しないこととしている。

今回の提案については、特に異論が無いことから、提案の通りとする。

(3) 開校に向けた準備組織及びスケジュール（案） 事務局長より提案

(委 員)

開校整備委員会の構成は、東桜学館の開校準備と同様であるとの認識で良いか。

(事務局)

来年度に設置される開校整備委員会は、基本計画の具現化のために、細部にわたる検討など、実務を主とするものとなる。作業部会班会も4班会で開校準備を進めることになるので、多くの方々に御協力をお願いしたいと考えている。

(座 長)

今回の提案については、特に異論が無いことから、提案の通りとする。

(4) 教育計画班の提案事項

① 入学者定員について ア中学校入学定員の検討方針（案） 事務局長より提案

(委 員)

「庄内中高一貫校（仮称）の未来を語る会」において、できるだけ多くの子どもを中高6年間の学びに導いてほしいとの意見があり、その点から見ると99名は魅力的である。高校に進学後の学級編制が気になるところであるが、鶴岡市民の感覚としては、できるだけ多くの中学校入学者定員がほしいというところである。

(委 員)

中学校の入学者定員は、99名が良いと考える。1学年3学級であることにより、学年集団として切磋琢磨ができること、また、より効果的な教育活動を実施できることが、その理由である。

開校年度及びその次年度の教員の配置については、どのようになるのか。

(委 員)

一般的な話として、教職員定数は学級数に応じて決まっていくことになる。よって、開校後の3年の教職員数は、年度ごとに増えていくことになる想定される。

(委 員)

その場合、開校年度は、全ての教科について教員を配置できないと予想されるが、中高一貫教育校であるので、高校の教員が中学校の授業を担当することもあるのか。

(事務局)

東桜学館中学校では、開校初年度は5教科と音楽の教員が配置され、美術、保健体育等は高校の教員が中学校の授業を担当したと記憶している。

(委員)

現在は、中学校が3学年そろった段階であるが、授業等に対して十分に対応した教員配置となっているのか。

(事務局)

現在は、全ての教科の教員が配置されている。中学3年の数学は、高校分野の数学Iの2単位分を先取りしていることもあり、中高の教員がTTで授業をしている。

(委員)

庄内中高一貫校(仮称)の場合、分離校舎であるため、中高の授業の乗り入れに係る教員の移動が大変になると予想される。

(座長)

教員の移動時間の確保にあたっては、時間割編成で配慮するなどの対応を今後検討していくことになる。

(委員)

中学校の入学者定員を少なくした場合、高校2年次に文系・理系・理数科に分けたときに、1学級あたりの内進生の数が相当少ない学級が出てくる可能性がある。また、内進生が中学校で学んだスキルを外進生に伝えていくためにも、少しでも多くの中学校入学者定員を確保し、高校で内進生が埋没することを避けたいと考える。

(事務局)

参考資料に、他県の公立中高一貫教育校の入学者定員等の一覧を記載している。参考までに、庄内中高一貫校(仮称)は、高校280名定員に対し、中学校定員が80名だった場合の外進生に対する内進生の割合は28.6%、99名の割合は35.4%となる。

(委員)

既存の中学校への影響は気になるところであるので考慮していただきながらも、期待に応えるためには、中学校入学者定員は、募集の範囲を踏まえた上で、多い方がいいのではないかと考える。

(委員)

中学校の定員としては、3学級に賛成である。生徒の集団活動、教科指導の面から見ても、3学級が適切であると考えられる。また、東桜学館は内進生と外進生の割合はおよそ1:1であるが、中学校入学者定員が99名であっても割合は1:2となることから、少しでも多い99名に賛成である。

(座長)

参考となる御意見を多数いただき、一定の方向性は見えてきたところである。今回の議論を踏まえ、次回の策定委員会で提案し、決定していくことになる。

① 入学者定員について イ高校の理数科の募集(案) 部会長より提案

(委員)

現在、鶴岡南高校では、入学者選抜において、普通科と理数科をまとめて募集し、高校2年次に普通科と理数科に分かれることとしているが、高校1年次において、理

数科の希望者の振り分け等を、どのように行っているのか。

(部会長)

現在の状況としては、理数科 40 名の定員に対して 50～60 名程度が希望している状況であるので、理数科を希望する生徒に対して、進路希望等をもとに、面談や話し合いを通して、適正な人数にしているところである。

(座長)

今回の提案については、特に異論が無いことから、提案の通りとする。

② 高校の 1 週間の授業時数 (案) 部会長より提案

(座長)

週 32 時間とすることで、一人一人の個性や多様な進路希望に応じた時間割編成が可能となると考える。

(部会長)

鶴岡南高校の現状としては、火・木曜日に 7 校時を設定し、高校 1・2 年生は、その時間の内の 1 時間で課題研究等を実施しており、山形大学農学部などの高等教育機関や施設等を訪問し、研究等の機会を得ている。現状の 1 時間では課題研究を実践していくことは難しいところもあるが、このような教育課程により鶴南ゼミの活動が支えられている。理数科の教育課程の検討にあたっては、さらに時数が必要となることも考えられる。

(座長)

今回の提案については、特に異論が無いことから、提案の通りとする。

③ 入学者選抜に係る記載 (案) 事務局長より提案

(委員)

東桜学館中学校入学者選抜を実施してきて、改善点等が指摘されたり、県教育委員会として、入学者選抜の基本的な考え方に照らして改善を図りたいと考えたりしていることがあれば教えてほしい。

(事務局)

東桜学館中学校入学者選抜について、改善等の指摘は受けていない。東桜学館中学校からは、選抜方法として適切であるとの報告を受けている。

(委員)

判断は難しいと思われるが、県教育委員会の判断としては、適切に実施されているという認識で良いか。

(事務局)

学校や高校教育課内の意見等から、適切に行われていると判断している。

(委員)

東桜学館中学校の入学者選抜において、それぞれの選抜資料は、どのような点数、比率となっているのか。

(事務局)

適性検査 100 点、作文 35 点、面接 15 点の 150 点満点と、小学校 5・6 年生の調査書の評定 (8 教科を 3 段階の 2 学年で 48 が最高) を同等 (1 : 1) の比率で見えており、普段の学校生活も重視している。

(委員)

現状の入学者選抜の方法に変わるものがあれば、幅広く見ていく視点で検討していく必要もあろうかと思う。いずれの方法にせよ、選抜である以上、受検生は様々な対応をしていくことになると思われる。

(座長)

今回の提案については、特に異論が無いことから、提案の通りとする。

(5) 施設設備班の提案事項 副部長より説明

① 施設整備計画（案）

(委員)

併設型中学校の施設整備の概要に、「交流のための施設等を整備する」とあるが、どのようなものを整備する想定をしているのか。

(副部長)

現在の鶴岡北高校の施設には、各階に交流スペースと3階に畳敷きの和室が1室あり、これらの施設を中心に、中高の交流や文化的な活動における交流、国際的な交流などに活用できるよう整備していくことを想定している。

(委員)

「庄内中高一貫校（仮称）の未来を語る会」において、中高生が自由に交流できるスペースがほしいとの意見があった。その他にも、冷暖房やICTの整備、高校にはコンビニの設置を求める声もあった。今後、具体的な検討をする際に、参考としていただければと思う。

(座長)

できるだけ夢のある魅力的な施設設備となるよう検討できればと考える。今回の提案については、特に異論が無いことから、提案の通りとする。

(6) その他

(委員)

希望をもって入学してくる全ての生徒が、育てる生徒像に近づくためには、生徒指導や教育相談、特別支援教育といった機能や教育が欠かせないと考える。たとえ少数であっても支援を要する生徒が、笑顔で、元気に、その子らしさを発揮しながら、また、周りから認められながら学べる学校であってほしい。今後、そのような体制について協議をお願いしたい。

(座長)

貴重な御意見であり、この視点で、今後、基本理念等の文言の整理をしたり、教育基本計画策定後の具体的な検討において参考にさせていただければと思う。